

平成31年3月13日（水曜日）

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会会議録

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会会議録

平成31年3月13日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦 清人君

出席委員（15名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	星 喜美男君	
委 員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	村岡賢一君
	今野雄紀君	高橋兼次君
	山内孝樹君	後藤清喜君
	山内昇一君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤 仁君
副町長	最知 明広君
会計管理者兼出納室長	三浦 清隆君
総務課長	高橋 一清君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	岩淵 武久君
総務課主幹兼人事係長	加藤 信男君
総務課主幹兼財政係長	佐々木 一之君

事務局職員出席者

事務局長

三浦 浩

総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

午後3時33分 開会

○委員長（菅原辰雄君） それでは、改めましてこんにちは。

本会議終了後、そしてまた先ほどまで三陸沿岸道路整備促進特別委員会ということで、大変お疲れとは思いますけれども、ただいまより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開会いたします。

先ほど言いましたように、お疲れのところ申しわけございませんけれども、これから特別委員会を開催いたします。この委員会は、2月5日に開催しております、2月5日に委員より資料の提出を求めておりました。議長として資料を配付しております。さらに本日、追加資料もありますので、ご確認ください。

それでは、事件に入ります。

消防防災施設災害復旧事業に係る不適正な事務処理事案に関する調査特別委員会を開会いたします。

消防防災施設災害復旧事業に係る不適正な事務処理事案について、資料を配付しておりますけれども、執行部より追加並びに説明等がありましたら伺いたいと思います。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、2月22日付で議長から請求がありました資料に関して、初めに説明を申し上げさせていただきます。

町長名による提出文をお手元にお配りさせていただいております。どうぞごらんください。

1点目。補助金申請に係る決裁文書の写しであります、別添のとおりとしておりますおり、本件事案であります消防防災施設災害復旧費補助金の申請に係る決裁文書について提出をいたしております。いわゆる非開示として対応しております部分の考え方については、後ほどご説明を申し上げます。

2点目。顧問弁護士へ提出した書類の写しでありますが、提出文に記載しておりますおり、本件事案の検討などに当たっての本町顧問弁護士への書類の提出につきましては、別添として今般提出しておりますもののほかは、さきの議会全員協議会及び特別委員会において議員皆様にお示しをしております資料の提出、あるいは提示となります。当然、顧問弁護士との協議の中において、個別具体的の中身について説明を求められるなどした際には、口頭による説明などは行っているものであります。

3点目。当事者の出勤簿または年休簿の写しについてであります、1点目のご説明の際に後段の説明でとしておりました点も含めご説明を申し上げます。

今般の資料の提出に当たりましては、本町以外の機関の職員の情報や本町職員であったもの

の退職した個人の情報に関し、情報の公開といった点と個人情報保護といった点、その両面に着眼し整理をいたしております。

まず、請求がありました当事者の出勤簿または年休簿の写しに係る考え方について申し上げます。議会からの本件請求は、直接に情報公開条例あるいは個人情報保護条例に基づく行政文書または個人情報の開示といった手続には当たっておりませんものの、当然、個人情報保護条例における求める個人情報の適正な取り扱いといった点については、町長も議会も同様にそれぞれ両条例における実施機関でありますことから、意を用いる必要があることはご承知いただいておりますとおりであります。

個人情報については、原則公開の考え方立つ情報公開制度、原則非公開の考え方立つ個人情報保護制度、その両制度において当然に保護されるべきものとされております。ここで言う個人情報とは、ご承知のとおり個人に関する情報であって特定の個人が識別され、または識別され得るものであります。今般の考え方の整理に際し、請求のあった出勤簿等の情報が両制度において個人情報ではあるものの、公開すべき情報として定める情報、すなわち非公開の例外となる個人情報に当たるか否かについて着眼し、検討いたしております。

情報公開条例の第8条あるいは個人情報保護条例の第17条においては、個人情報については原則非公開としつつ個人情報の本人が公務員であり、その情報が職務の遂行に係る情報であるときは、その公務員等の職・氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分については例外として公開し得ると定められております。

検討の具体としては、この職務の遂行に係る情報であるかどうかといった点について着眼を要するものであります、出勤簿、年休簿とともに個人の出勤の状況や休暇の状況を記録するものであり、職員の職務すなわち決裁といった手続を初めとした町の意思決定形成過程などにおいて作成・記録される町の事務事業の実施に係る事務遂行情報には当たらないと解するものでございます。

ご承知のとおり、大きくりで言う人事記録については非公開であることと同様、出勤簿、年休簿の情報については公にする前提で作成されているものではなく、個人のプライバシーにかかわるものであり、保護されるべき個人の権利・利益に当たると解されるものでございますことから、今般、お示しをいたしてはございません。

次に、決裁文書あるいは弁護士への提出書類として提出しております資料中、いわゆる黒塗りしております部分についてご説明を申し上げます。

公務員の個人情報のうち、職務遂行に係る内容については、職や氏名、職務遂行情報につい

て公開し得ることあることは申し上げているところでございます。

1つ目。宮城県や国の職員の個人のメールアドレスの取り扱いに関し、ご説明を申し上げます。

個人のメールアドレス等については、通常、意思を表示する双方において何らかの個別の要請等に基づき知り得る情報でございます。本庁における広報紙を用いた人事異動の情報や都道府県等に見る職員録の販売といったものとは異なり、通常として一般に公開されている情報ではなく、例外として開示の義務を負う情報には当たらないと解されるものでございます。

例として申し上げれば、個々人の商取引等においても用いられる名刺に記載の情報については、社会一般において保護されていることと何ら変わるものではございません。

2つ目。決裁や供覧といった手続における起案者の表示や係員等の押印について申し上げます。

そもそも着眼すべき点としては、提出しております資料には「当事者」とされております個人を含め、既に退職し公務員として身分を有していない者に係る情報を含んでおります。退職した公務員、すなわち公務員であった者の公務員であったときの情報に関しては、退職した個人の権利・利益を不当に害するおそれが否定できない限りにおいて非公開とすべきという取り扱いとなってございます。

それから、平成29年度において当時の危機管理課、さらには文書審査や公印の取り扱いに係る手続に携わる総務課に所属した職員に関し申し上げますと、本件請求において当事者とされる個人意外にも既に退職し本庁職員の身分を有していない者が存在しております。したがって、例えば当事者とされる個人の押印についてのみ非開示とし、他の退職者については開示とした場合、結果的に非開示としたはずの当事者個人が誰であるかといった事実を公開するといった働きを作成させてしまうことになります。なお、非開示情報が表示されている欄と類似する欄についてまとめて非開示として黒塗りしております点については、情報公開制度化においても通常として行われている取り扱いであり、開示請求等の趣旨を損なわない限り採用される対応でございます。また、起案用紙中の文書審査については、所属長専決に係るものであれば所属内の係長職、副町長以上の決裁に係るものであれば、総務課の職員による事務となります。浄書と校合の欄については、通常、浄書が起案者、校合は起案者以外の職員が、公印については町長印であれば総務課の公印取扱者が、施行についてはその文書を施行した職員、郵便であれば総務課の職員、電子メールであれば電子メールを送信した職員本人が押印するものでございます。

以上、請求に対しお示しをしております資料に関する説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 今、総務課長よりいろいろ説明ありましたけれども、これはこれから質疑行われるわけですけれども、今、それ聞いただけでは細部まで、この辺までは言っていいのか悪いのか、そういうのもちょっと確認できかねる点も多々ありますので、その折にはそちらのほうで、この点は先ほど話した範疇でありますからということでお示しいただければと思います。

これまでのさまざまなあれを説明いただきましたけれども、今度この文書について、ちょっと時系列でお願いいたします。今はいろんなことで受領して、こういうことはこういうわけで開示できないとかそういうあが主だったと私は記憶しました。それで、今回はこの提出した書類、時系列にとって説明をお願いしたいと思います。個々の事例。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 私のほうでは、特段そういった説明の要請はございませんので、資料の提出ということでございますので、求めをいただいたものに対してこのような考え方で資料を提出させていただきましたというご説明にさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） はい、わかりました。

それでは、過日、資料を提出しておりますので、資料を皆さんで読んでいただいたかと思いますので、それに基づいて質疑を行います。及川委員。

○及川幸子委員 その前に、質疑の前に、多分決裁規程というものがあります。委員の皆さんにもお配りしましたけれども、課長からは、課長でどこまでも決裁規程ができるのか。金額あるいはありますので、その辺、副町長はどこまで、課長はここまで、ここに役場にいる課長と、あとはそれ以外の課長ができる範囲、金額も交えてその辺を朗読していただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼総務法令係長（岩淵武久君） ご苦労さまでございます。

それでは、ただいまお話のございました、本町の事務決裁規程の概要についてご説明をさせていただきます。

委員皆様のお手元に事務決裁規程の写しが配付されているといったお話でございますので、別表の内容についてご説明を差し上げるといった形でよろしいでしょうか。はい。

別表をごらんいただきますと、まず欄といたしまして、専決者、専決事項の欄に区分されてございます。左側の専決者といった部分が、いわゆる事務の決裁を完結できる専決権限を有す

る職でございます。副町長であれば、1番から6番までの内容の表記がなされてございます。また、総務課長でございますが、総務課の課長といった立場と総務課長といった単独の職の立場の決裁2つが存在いたします。ここに記載の総務課長といった部分につきましては、総務課長といった単独の職による専決事項でございます。1番から19番まで記載のとおりでございます。そのほか、本庁の課長等、支所長、あるいは会計管理者による専決事項につきましては、1番からページ変わって、例規集ではページ変わってございますが、17項目となってございます。出先機関の課長等、いわゆる出先の所長等でございますが、1番から12番までの専決権限となってございます。12項目でございます。この表に従いまして、各事務の専決がなされているといった流れとなります。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君）　及川委員。

○及川幸子委員　まず、きょう渡して委員の皆さんも大変かと思われますので、私のほうからつけ加えさせていただきますと、副町長の設計額または予定価格。予定価格というのは支出命令で出される金額ですね。それが1件1,000万円未満の工事。予定価格が1件500万未満の財産。物品を含む、以下この表において同じの購入業者の委託その他のものとあります。この中の1から6の中の後、イを今読ませていただきました。

それから、本庁の課長、支所長及び会計管理者というところなんですけれども、17あるうちの12番、軽易な通知・申請・届け出・報告・回答等の事務処理に関する事務、これは国、県など補助金の交付の申請及び請求を含むとあります。軽易な通知ってあります。それで、その下の13にア、イ、ウ、エ、オ、カ、キとあります。エの予定価格が1件30万以下の物品の購入、ウが設計額または予定価格が1件50万以下の工事とあります。こういうのをご認識の上、これから議論に入っていただきたいと思います。（「質疑はないの」の声あり）今、この規程を補足させていただきました。（「誰も頼んでないよ」「執行部か」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君）　及川委員。

○及川幸子委員　その上で、この資料の中の、ページ数がないんですけれども、起案の中の何ページ目って、一番最初、2つ目の起案の要旨でございます。29年の4月10日の起案の中で、決裁が4月11日、消防庁長官宛ての文書でございます。この中で、申請なんですけれども、課長決裁になっております。町長、副町長、総務課長が決裁なしでございます。そして、このときの課長がこの判こだとちょっとわかりづらいんですけども、私的にはサトウという課長だと思うんです。ちょっと見づらいんですけども。そして、その後の次のめくって、四、五ペー

ジめくっていただいた消防庁長官の通知が、その三、四ページ後にありますけれども、それが5月10日、4月21日の通知なんですけれども、その決裁が課長、ムラタ課長になっております。この間、4月11日から21日までの間に課長がかわっているということなんですけれども、いつ課長がかわったのか。その辺をお伺いいたします。

それと、この申請の内容を見ますと、800万の消防車の購入と二千幾らの屯所の計画でございます。それぞれ起案とらないで2つを1つにしたこの起案の内容なんですけれども、消防車を買うのが15号で発番となっております。そしてその2つですから、この事業、屯所の発番も15号でとっていたのが、赤で直されて15、16と番号が違っておりますけれども、この番号の違つたのはなぜだったのか。本来であれば別々にとらなきやないのを1本でやっていたということなんですけれども、その辺の経緯をお知らせください。（「少々今、確認していますので」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員。

○及川幸子委員 少し時間がかかりますから、それに伴いまして、この800万の自動車の購入は軽易なもの課長決裁になっておりますけれども、軽易なものに当たるのかどうか。これは町長までいく決裁だと思われますけれども、その辺。その後の、これ後ろの屯所の関係の2,400幾らの総額ですね、これも町長までいかなきやない決裁なのになぜこの課長どまりになつているのか。その辺の、チェックが漏れたのか、こういうことになったのかということをご質問いたします。

○委員長（菅原辰雄君） お諮りいたします。4時を報前としておりますけれども、一定のところまで議事を進行したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） それでは、時間延長をいたします。課長補佐。

○総務課課長補佐兼総務法令係長（岩淵武久君） 人事異動以外の部分につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1点目。29年の4月の10日付で発議がなされている文書についてのご質問だったと記憶してございます。件名をごらんいただきますとおり、平成29年度当初予算に係る消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助費、2つの補助金の交付申請について1件の発議をもって処理をさせていただいてございます。当然、ご指摘のとおり施設の災害復旧補助金、あるいは防災設備の災害復旧補助金、それについての発議をすべきだと、そういうご指摘もそのとおりでございますが、この際には及びという形で宛名も消防庁長官1者で

あるということからして1件の発議書をもって稟議に付した、稟議書として確定をさせたというところでございます。手続の効力としては影響はないと考えてございます。

また、添付の実際に施行させていただいたとされる文書の写し2種類につきまして、赤書きで15号と16号ということで訂正がなされているといったことの経緯と記憶してございますが、結果といたしまして宛先は消防庁長官でございますが、先ほど申し上げましたとおり、施設の災害復旧費補助金と設備の災害普及費補助金、2つの異なった種類の補助金の申請という形になりますので、それぞれ文書番号については15番と16番を危機管理課において採用したという流れだと考えてございます。

また、専決権者が課長である点についてのご質問がございましたが、先ほど委員からお話がありましたとおり、事務決裁規程を見ていたいしていると思いますが、本庁の課長の専決権限といたしまして12番、軽易な通知申請等を並べている部分で、国、県等補助金の交付の申請及び請求を含むといった規定がございます。本件発議につきましては、補助金の交付申請に係る発議でございますので、所属長専決となるものでございます。

お話のございました金額要件に応じた決裁ということでございますと、実際に工事を施工する際の契約の締結、あるいは物品、財産を取得する際の物品の売買契約の締結、そういった段階での決裁が金額要件でなされるといった流れになります。繰り返しとなりますと、本件発議につきましては、補助金の交付申請に係る発議でございますので所属長専決で完結できる手續となってございます。

以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今、人事のほう正確な日付の確認をさせておりましたが、今わかる範囲でお答えしておけば、平成29年の4月1日時点においては危機管理課長とそれから調整監、参事ですね、と1名ずつおったのですが、課長が4月に体調を崩しまして病気休暇となり、調整監が課長の任命となりました。発令の日にちについては、現在調査をしております。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員。

○及川幸子委員 当時の課長は、現在も休暇中だと思われますけれども、その前にやめた職員の方もいらっしゃいますよね。副町長の答弁ですと、この担当、起案した担当者が通院していない、そういう病的なことがなかったと言われますけれども、通院していたということを確認しておりますけれども。そしてまた、そのやめた職員、前にやめたこの担当者以外にやめた職員もそういう状態でやめたということを伺っていますけれども。その辺はわかっていたのか、そ

のやめた理由について。同じ課で、危機管理でそういう課長を含む、その前の担当者もやめて、そしてこの方もやめられてという経緯があるんですけれども、その辺をどのように見ていいのか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 保留しておりました、発令の日付から申し上げます。29年4月24日付で発令をしております。

それから、退職した職員につきましては、今回の件と直接何か関係があるかと言えばそれはなくですね、本人の家庭的な事情の中で退職ということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員。

○及川幸子委員 ただいま課長の、課長職になったのが4月24日という報告ありましたけれども、ではその4月21日に受けた課長の決裁というものは、これはどういうふうな、なるんでしょうか。21日付で、この下の日付が見えぬ、受け付け番が見えないんですけれども。消防庁長官から来た、21日付で来たのがいつの日付、受番が見えないんですけれども、それがいつになっているのか。（「質問は続くんですか、終わるんですか」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） 課長補佐。

○総務課課長補佐兼総務法令係長（岩淵武久君） ただいまお話のございましたのは、消防士第23号、平成29年4月21日付の消防庁長官通知の内容でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）この文書につきましては、消防庁からの発出の日付が平成29年4月21日とされてございます。大変、提出させていただいております文書の写し、カラーの薄い部分が写っておらずに大変申しわけございませんが、実際にこちらで収受をさせていただいた日付につきましては、平成29年5月11日、その日に南三危第71号をもって収受といった流れとなってございます。したがいまして5月11日、同日あるいはそれ以降に在職をした管理職が供覧の決裁をなしているといった形になります。（「72号も同じですか」の声あり）大変失礼しました。南三危第72号消防士第24号平成29年4月21日付の消防庁長官通知と思いますが、同様でございます。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。及川委員。

○及川幸子委員 休職していた当時からの課長がいまだに休んでいるのかということですね。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） これもプライバシー、個人情報にかかわってしまうようでございまして、お答えすることができない情報ということです。（不規則発言あり）なるほど。では、そうですね。現在も休んでいるという状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。及川委員、質疑終わりですか。それじゃあ、ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 なぜ、そんな危機管理の職員がそうなったのかということを考えた場合、分析、どうしてかというようなことを担当課長として、人事の担当課長としてそれを考えたんでしょうか。この事案が発生した後、そういうことを。なぜこういうことになっているかということを、皆さんで話。例えば、人事担当者とかその企画のいた職員とかということで、話あつた経緯がございますか。企画ではないね。人事担当者として、そしてまたこういう問題が発生したことに対してどうなのかということをご協議なさいましたかということです。（「どうなかつていう、何がどう、任命権者としてですか、その管理責任の話ですか」の声あり） そうですが、管理者として。（「管理者責任があるかないか協議したかということですか」の声あり） 町長含めて。（「どうですかと言われても答えようないです」の声あり） この件について、いろいろ。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員、具体的なね。具体的にお示しください。でないと、答弁のしようがないと思うので。再度、及川委員。

○及川幸子委員 じゃあ、この経緯。この経緯の中で総務課長に、一番この事案に対する問題点というのはどこだったのかということをお示しください。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 大変申しわけないんですけども、今までの会議において、この事故の原因でありますとか、その経過、それからどうして本人がこういうことになったのか、あたりの情報については、繰り返しつぶさに議会に対してご報告をさせていただいてまいりました。結果、再発防止も含めて町側として大きな反省を抱いてこの問題に取り組んでまいりました。そして、最終的に法的な解釈をどのようにしたらいいのかということを専門家に相談しながら、結論としてこの前ご報告をさせていただいたわけでございます。ですので、そういう意味では、これまでの内容を見ていただければ、あるいは報告をしっかりと受けとめていただければ、その点については十分わかっていたらけるんではないかなというふうに思っております。町の中でこの件を総務課、人事の立場として本当にどのように受けとめ、今後に生かしていったらいいかという部分について、これが多分私たちが一番課せられた大きな問題なんだろうと思っておりまして、再発防止に向けた努力は全力でまいりたいというふうに申し上げたいと思います。今回の件、本人にいろいろ調査させていただいた際には、なかなかこちらでどうしてこういったことをすることになってしまったのかという顛末を理解できる回答という

のは、どうしてもいただけておりませんでしたので、その点はご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 議長どうぞ。

○議長（三浦清人君） 員外委員なんですけれどもね、ちょっと今後のこの特別委員会の方向性といいますか、これからのことを考えたときにちょっとお聞きしておきたいのは、当該職員の方、やめられたね、その町としての請求、要求というのはどの辺まで進んでいるのかということ。それから、顧問弁護士さんから意見書が出されましたね。その中の文言を見ますと、県のほうでもこれはまずいと、こういう書類ではまずいということで、そこでストップかかればこの事件は起きなかっただろうという意見書が出たんですね。そのときに宮城県のほうから、ちょっと聞いてみたんですが、宮城県のほうではこの事案は一切南三陸町が悪いというようなお話になっているようです。そこでね、町長からお聞きしたいんですがね。こういう事案のことを県のどなたかにお話されなかつたのかどうかですね。県はもう全て南三陸町が悪いと言っているそうです。だから弁護士先生もきちんと報告書の中で言っているわけですね。県のほうでも、ここでストップかければ、補助金を寄越さなければ、こういう事件が起きなかっただろうということもちろんとうたってあるんでね。もしある何も言っていないんであれば、何かの機会にですね、やっぱり県のほうでもわかってもらわないと、我が町ばかりの悪いものになってしまっているような状況ですから、その辺いかがでしょう。まずは、総務課長、今の進捗状況というか、どういうふうなことで進んでいるのか。済みません、員外委員で。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 前回のこの委員会の中で弁護士から、弁護士からというよりは町として弁護士の意見をもとに、この金額で民事請求をさせていただきたいというご説明をさせていただきました。それで、本来はその流れに沿ってすぐにも請求をさせていただこうかと思つてはおったんですが、議会の中から説明の内容にまだ十分でないという、資料を出してくれというようなお話がありました関係で、そこから先の手続は進められておりません。恐らく、新聞等でご本人も内容を承知されているとすれば、どうしたのかなど向こうでも多分疑義を感じていらっしゃるのかなとも思いますけれども。こういうふうに委員会でさらに何かとなれば、また町としては執行権は持ちながらもやはり両輪という立場の中で、議員さん方のご理解なしではなかなか手続を進めがたいというような状況で現在ございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

そしてあと、町長の考えはまた別に、今ご質問いただいた関係の状況を実は私のほうで県の

ほうの課長とも情報共有をさせていただいておりまして、弁護士からこのような情報を受けているという、だからつまり、県としても責任があるというようなことの部分は弁護士の文書の中には明確にはございますが、しかし弁護士のその表現の中にさらに「しかしそれは県に対して請求するというようなものでは、そういった性質の内容ではない」ということも明確にいたでいただいておりますので、その点は県としても共有している考え方でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この件が発覚しましてから、県の担当の、私は総務部長のほうにお邪魔をさせていただいて、事の顛末についてご報告といいますか、お話をさせていただいたということがございますので、県が今、議長、員外委員の議長がお話しになりましたが、そういうことについては私は聞いたこともございませんし、それからあわせて、今総務課長言ったように、弁護士の見解につきましては県のほうと共有しているというふうに思っておりますので、本当に県は悪くなくてこちらがという意見というのは、今私初めて聞きました。

○委員長（菅原辰雄君） 議長。

○議長（三浦清人君） 今後のこの特別委員会の、先ほども言いましたように進め方についての議事運営上のこと聞くんですけれども、総務課長ね、そうしますと何ですか、こういうふうな会議を開いているうちは請求はできないという判断でよろしうございますか。なんか議会、請求しないのは議会のこの特別委員会がある以上できないみたいな話もされているんだけれども。皆さんがお願いした顧問弁護士さんの決定といいますか、あるんですよね。それで請求しなさいというか、してもいいよということになっているんで。何も額が云々じゃないんですよ、私は。幾ら請求するとか、高い安いというのじゃないんですよ。そのことじゃないですからね、勘違いなさらないようにね。そこなんです。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 皆さんいるところで、あえて議長さんからそういうふうにご発言いただき皆さんもそういうことだなということでしょうから、ありがたくそのご意思を尊重して手続を進めさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員。

○及川幸子委員 今言うように、一切この委員会が開かれるうちは当局は何もできないんだという、そういう解釈に立たれると本当に困るんです。特別委員会は特別委員会として調査していくので、やはり新聞に載ったように1,000何がしの請求をするんであれば、当局の考えだからそれは私たちは一向に拒みませんので、この委員会がやっているうちはできないんだというそ

ういう考えに立たないでいただきたいと思います。別個のことですでのでね、その辺は十分理解していただきたいと思います。

それで、その中で今後の進め方としてなんですかけれども、そういうことを言われると、あれっと今躊躇してしまうところがあるんですけれども、それをやっていただきたいとして。

それで、この問題が発覚して、本人はやめましたと。では、町長、副町長は当時3ヵ月の減俸をしました。その3ヵ月の減俸したから、この件については自分たちはそれで謝罪したと思っているのか。あるいはその金額、弁護士が入ったことによってその金額が提示になったというそういうことに対してはどのようなお考えでいるのかお聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議会でも申し上げましたように、今回の一連の責任はいわゆる町長という責任ある立場の者として一定程度皆さん方にお話したとおり、減給という形の中でお示しをさせていただいたということと理解をしてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員よろしいですか。副町長。

○副町長（最知明広君） 今、町長申し上げたとおりでございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにご意見のある方、質問のある方、挙手をお願いします。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 何件か聞きたいと思いますけれども、とりあえず今回の議員に、今回の行政の資料を提供配っていただきましたけれども、これが行政でやっている間違いない事業だと、補助金のもらう事業だというような形の内容だったとその辺は把握します。そして、この特別委員会がいつまで続くのかというのが、いつも話して私の疑問なんですが。当人は、もうることは早く終わりにしたいという気持ちも私にはあるんじゃないかなと思うんです。そしてこういった形の中で、特別委員会がメディアを通して情報として報道の自由というような方向性の中で、これがメディアでまた出ると、またやっているというような感じのイメージは、私は家族とか本人にとってはもう一番つらいことじゃないかなと。そして、今後も特別委員会をずっと開催していくということは、果たして特別委員会って何を、町のあらを探すのかなと。私はそうではないと思います。やっぱり、これから復興に向かってあと2年半、どういうふうなまちづくりをしていくかということが私は一番問題だと思いますし、その中でこういった不幸な問題が起こったということだと私は思います。ですから、多くの議論を重ねるのはいいんですけども、当該職員のこと、そして町のこと、あと行政も一生懸命やっているし、議会も一生懸命やっているのはわかるんですけども、もっと自分たちの中にはもっとやるべきことが

たくさんあるんじゃないかなと私は思います。ある程度のけじめをどこかでつけていかないと、いつまでも当該職員、辞職した当該職員にとってはつらいことだと思いますので、この辺の議論を早く終わらせて、町のほうも総務課長も丁寧に議会の要望に対してしっかり応えているので、その辺は特別委員会の委員の皆さんにもその件を理解した上で、早期の事案の決着に向けて私は進めてほしいと思います。

終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

この特別委員会のあり方とかやり方っていうのは、別に執行部に言うものではなくて、これは我々自身が、自分たちが方向性を決めて課題・問題解決のためにやっていくもので、今の向こうに対する質疑だったらこれは誤りでございますので、再認識のほどお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 特別委員会に対してのお願いです。お願いだけです。あと執行部のほうも最善を尽くして、やっぱり特別委員会に応えていると思いますので、早く特別委員会の中で議論されている問題が解決して終わることを、早期の解決を私は望むというそういう意味合いです。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 私も何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、先ほど賠償の話が出ましたけれども、町としては現段階で、この弁護士作成の意見書には具体的な金額出ていますけれども、もし請求するんだったらどうぐらいの金額を検討しているのか。（「請求額決まってこの前示したでしょう」の声あり） そうなんだ。（「そう」の声あり） 請求するって、わかりました。済みません。じゃあこの1,920万相当を請求するという、ただこの請求書に関する意見書では、それでは余り酷でないかというそういう部分も読み取れます。そこで、再度この弁護士さん作成のやつに出てる金額で請求するのか確認させていただきたいと思います。

あともう何点があるんですけれども、この弁護士さんの請求の意見書なんですけれども、私が先ほどからずっと、この委員会なる前、何度も目を通したんですけども、なんかもう少し弁護士さんの、医者じゃないですかけれどもセカンドオピニオンみたいなのももしかすると必要な事案じゃないかっていうそういう思いがするんですけども、そういうことは可能なのかどうか。いや、弁護士さんでもやっぱり私も余り争議というか争いはしたことないんですけども、その弁護士によっていろいろ、法令は同じなんでしょうけれども解釈が大分違うこともあ

るんで、ただ当局としてはこれを頼りにするということで、その確認をお願いしたいと思います。まず第1点そこ。その後、もう一回少し。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みませんが、先ほど私、議長さんにせっかくいただいた、確認をさせていただいた議会として金額のよしあしにはもうないと、手続に関してどうということもないんだと、ですから執行部は執行部として進めてくださいということをお話いただいたものと理解しております、この前もそう理解した後に、また内容に疑義がありますっていう質問が出て、それでは答えないでは手続進めることができないという判断をして現在があるということで、いつまでたっても進まないのはそこにございます。ですので、きょうはできれば、そのことをしっかりとですね、議会としても執行部の権限でやることだというふうに確定をしていただいて、確定するものでもないですか、確認をしていただければありがたいというか。

○委員長（菅原辰雄君） ちょっと待って。今の請求額については、この前この委員会で何もいいも何も出なかつたんで、私はそのままと思った認識を持って対応していたもので。じゃあその辺がほら、議会とこっちとの認識が違うということ。（不規則発言あり）まだ、ありますか。今野委員。

○今野雄紀委員 これを頼りに。この意見書を見ての思いというか、例えばこれに2分の1、2分の1で1,900万となったんですけれども、前委員の質問にもあった町長、副町長の責任ということで、もう先ほどの答弁ですとみそぎは済んだようなそういう答弁でした。そこで私伺いたいのは、お金の額じゃないんでしょうけれども、この1,900万請求するんだったら、細かい話ですけれども町長とかが、例えば減給になった分の金額は2人合わせて幾らなのか、それをもし教えていただければ。それによって、この7,700万の何%だったんだか。ただ金額だけじゃなくて、町長、副町長は地位というか名誉というかそういう部分のこのみそぎの部分も加味されているというか、十分あると思います。そういう趣からしても、例えばその減給になった分の割合で、1,900万掛けるその割合ということも考えられないのかどうか。（「何の割合ですか」の声あり）例えば、例えば多いんですけども、このやめた職員の方が1,900万払うんだったら、そのほかの部分はどういう処理になるのかというそういう心配であって、それを責任が誰にあるのか。もしその責任のある方が、その残りを払うべきじゃないかってそういう思いがする。その意見書にもあるように、町民の税金の負担になるんでということで、その責任がはっきりしない限り、その責任のとり方で先ほど言った減給の部分があるんだったら、その目に見える金額的なものだとその7,700万のうちのその減給になった分は何%なんだか、

それを計算して、そうするとお互い金銭面の上では請求する上で私は同じ責任というか、だと思います。そういったむくれたような話にとられるかもしれませんけれども、この意見書を読んで、その当事者も私腹を肥やす目的で行われた横領ではないとかいろいろ書いていますので、これが例えば私腹とかそういった面でしたら、そういった私もこういったことはお聞きしませんけれども。

あとそういった面と、最後もう一点だけ。これまたぶり返すといつたらあれなんですけれども、この意見書を読んで、この当事者というか、その方は何でこういった事件を起こしてしまったのかというそういう原因を当局ではどのように、「さっき言ったべ及川君が、及川委員が言ったでしょう」の声あり）（不規則発言あり）

○委員長（菅原辰雄君）済みません。議事整理権は私にあるんで、私がちょっと。わかりました。それじゃあ、もうちょっと続けて。簡明にね、簡明に。

○今野雄紀委員 簡明に、はい。原因というのは必ずあるはずなんで、先ほど私ずっとこういつた委員会に出ていて、その原因がなんか、私自身認識できないんで再度確認という意味で、普通だったら私この意見書とかそういったやつを見て、推測で言うのも何なんですけれども、例えば学校で言うと、もしかするといじめっていうか、セクハラとか、パワハラ、そういったのは見受けられなかったのか、その職場環境としてそういったやつの確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご質問のような疑われる形跡はございませんでした。

○委員長（菅原辰雄君） あと、先ほど来、7,600万だっけ、それに対しての何%どうのこうの、それはちゃんとできればその答弁をお願いします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご質問の金額的な部分について云々は、ちょっと手持ち、町長、副町長それぞれ3ヶ月、町長は30%、副町長は20%の減給措置によりまして、トータルで110万1,900円ということになりますが、この金額が何かそのいわゆる過失をはかるものの参考になるものとは考えられませんので、町としては弁護士がいわゆる判例などに基づいてしっかり社会的な信用のある考え方の中で出した数字を、いわゆる請求すべき額ということに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。ほかに、千葉委員。

○千葉伸孝委員 何回も同じことを繰り返すようなんですが、基本的にここでやっているのは裁判所でやっているようなことを、原因とか本人がそのとき何があったのかとか、あとは町の書

類として何か問題があったとかというの、それは民事の中で町の弁護士とあと相手方の弁護士が戦うことだと思いますので、ここで今の議論を繰り返しても果たして、執行部に聞いてもこれが果たして何の参考になるのかと私は思います。あちらのほうでも、このぐらい退職になってからいろいろなことを考えて悩み苦しんで町の方向性も聞いて、そういう中でもう腹をくくっているような状況だと、私はしばらく会っていないんでわからないんですけども、同級生ですけれども、そういう中でとりあえず町の方向性も請求額も決まり、そしてあっち側のほうでも弁護士立てるかその辺も検討している状況だと思いますので、民事で戦うというような形になると思いますので、それは弁護士同士のやりとりで、それは最終的に結果出ると思うんです。ここで前の説明聞いていなかったとか、やっぱり議会としても委員会としてもそれはおかしいと思うんです。やっぱり弁護士が聞いたりとか、行政のほうでも多分参加したりとかするんでしょうねけれども、それを聞きただしても、やっぱり出てくる答えて同じだと思うんですよ。ですから、ある程度ここで決着したような形で執行部の説明、それをやっぱり委員会の中でのんで、裁判のほうでできれば早く決着してほしいと思います。何回も言っていることがなんか同じようにしか私は聞こえてこないんで、私はそのように感じます。

○委員長（菅原辰雄君） 星委員。

○星 喜美男委員 今後ということありますが、先ほどほら特別委員会の廃止の話が出ましたけれども、今回もこの特別委員会を立ち上げた以上は、民事が終わりにならないようじゃ廃止にできないんですよ。だから、肅々とぜひ進めてほしいと思います。それが決着しないうちはこの特別委員会を廃止するというわけにはいかないんですから。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 委員の話はわかっています。とりあえず一番問題なのは、当該職員とあと役場の問題です。そこだと思います。だから民事が決着して初めて委員会が終わる、それは当然のことだと私も思っています。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 冒頭に委員長が、ある一定まで達したというか言いましたけれども、ある一定まで達したような気がしますので、きょうの分はこれで、当初最初から感じていたのは、きょうは調査の目的が何なのかってつかめないんですよ。だから次回やるには、ある程度何を調査するのか、目的を持って調査しないと質問の内容がばらばらで結果が出てこないというような、ことなりますので、その辺をよく協議して次回の開催をお願いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 以上のような意見が出ましたので、本日は閉じたいと思いますけれど

も、先ほど総務課長からありましたように金額について当委員会としては請求額を妥当なものとするということで、改めてこの場で委員会としてね。だってこの前やつていなかったから（不規則発言あり）わかりました。いろいろな意見が出ました。先ほど一定の時間と申しましたけれども、一定の時間が来たようですのでこれで本日の委員会を閉じたいと思います。

次回開催は、正副委員長、議長にお任せくださいますようお願いいたします。

本日は、まことにありがとうございました。

午後4時40分 閉会